

第2次地球温暖化対策実行計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年1月

かずさ水道広域連合企業団

目 次

第 1 章 基本的事項	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 削減対象とする温室効果ガス	3
5 計画の対象範囲	3
第 2 章 温室効果ガス排出量の把握	4
1 総排出量	4
2 【参考】間接排出	5
3 活動別排出要因	6
第 3 章 削減の目標	7
1 直接排出量の削減	7
2 間接排出の削減	7
第 4 章 具体的取組	8
1 直接排出抑制に関する取組	8
2 間接排出抑制に関する取組	9
第 5 章 計画の推進	10
1 推進体制	10
2 点検・見直し	10
3 職員の研修	11
4 公表	11

第1章 基本的事項

1 計画の目的

地球温暖化は、産業活動等によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が上昇し、太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることで地球表面の温度が上昇する現象です。

気温の上昇は、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行などをもたらすことが懸念され、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっています。

このような中、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)が平成11年4月から施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務について明らかにするとともに、地方公共団体に対しては「温室効果ガスの抑制のための実施計画」の策定が義務付けられました。

また、国の地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)における中期目標では、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で46%削減することが掲げられています。

かずさ水道広域連合企業団(以下「広域連合企業団」という。)が事務・事業活動で排出する温室効果ガスについて、その抑制に取組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とし、令和3年度に計画期間を5か年とした地球温暖化対策実行計画(以下「第1次実行計画」という。)を策定しました。

この度、第1次実行計画の計画期間が終期を迎えることから、新たに第2次地球温暖化対策実行計画(以下「第2次実行計画」という。)を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を引き続き推進するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、令和6年3月に策定した「かずさ水道広域連合企業団広域連合ビジョン」の施策目標の「安心で安全な水の安定供給」に向けた実現施策として、温室効果ガス排出量の削減に向けた対策を推進するためのものです。

3 計画期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を対象とし、必要に応じ適宜見直しを実施します。

4 削減対象とする温室効果ガス

第 1 次実行計画と同様、対象となる 7 種類の温室効果ガスのうち、把握が可能な二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び HFC とし、CO₂換算値により管理を行います。

5 計画の対象範囲

第 1 次実行計画と同様、計画の対象範囲は広域連合企業団が行う全ての事業及び事務とします。

第2章 温室効果ガス排出量の把握

1 総排出量

(1) 実績

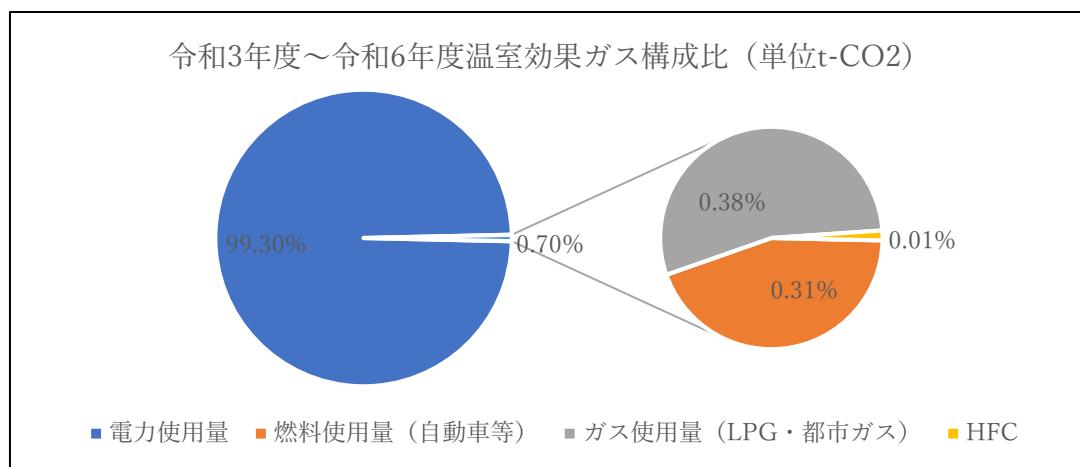
令和3年度に開始した第1次実行計画では、温室効果ガス総排出量に関する目標として、令和元年度及び2年度の平均値から年平均で0.5%、5か年で2.5%削減することを掲げました。なお、計画期間は令和3年度から7年度ですが、令和7年度の評価が未完了のため、評価に用いる実績は令和3年度から6年度の4年間とします。

第1次実行計画の計画期間内の4年間での温室効果ガス総排出量の平均削減率は2.4%となっており、目標とした年平均0.5%削減と比較して、1.9%大きく達成する結果となりました。

項目	温室効果ガス年度別排出量(kg-CO ₂)				
	R3	R4	R5	R6	平均
基準値※	20,673,413	20,570,046	20,466,679	20,363,312	20,673,413
目標値(0.5%削減)	20,570,046	20,466,679	20,363,312	20,259,945	—
実績値	19,464,691	19,817,468	20,316,239	18,715,642	18,715,642
削減率(基準比)	5.9%	3.7%	0.7%	8.1%	2.4%

※R3はR1、R2の平均値、R4～R6は前年度の目標値

また、第1次実行計画の計画期間内の温室効果ガス総排出量の内訳は、電力使用に伴い発生するもの、燃料の燃焼により発生するもの(自動車等)、都市ガス・LPGの使用時(燃焼時)に発生するもの、自動車所有台数に、法定の排出係数を乗じて算出されるHFCに区分でき、電力使用量による温室効果ガスが99%以上を占めています。



(2) 評価

実績より、温室効果ガス総排出量のほとんどは電力使用によるものです。したがって、電力使用量を削減することが温室効果ガス総排出量の削減に最も効果があります。また、電力使用量の大半は大型ポンプ等の動力によるものであり、ポンプの送水量が増加すると電力使用量も増加します。

第1次実行計画の実績で、温室効果ガス総排出量の削減率が目標値に達した理由は、浄水、送水施設の更新時により省エネルギーな設備に切り替えるなどエネルギーの効率化を図ったことにより、ポンプ等の動力に係る電力使用量を削減できたことが主な要因といえます。

2 【参考】間接排出

第1次実行計画では、間接排出の削減としてコピー用紙使用量の削減を掲げ、温室効果ガス総排出量に関する目標と同様に、令和元年度及び2年度の平均値から年平均で0.5%、5か年で2.5%削減することとしました。

第1次実行計画の計画期間内の4年間でのコピー用紙使用量の平均削減率は8.0%となっており、目標とした年平均0.5%削減と比較して、7.5%大きく達成する結果となりました。

項目	コピー用紙年度別使用量(kg)				
	R3	R4	R5	R6	平均
基準値※	6,133	6,102	6,072	6,041	6,133
目標値(0.5%削減)	6,102	6,072	6,041	6,010	—
実績値	5,297	5,220	4,711	4,173	4,173
削減率(基準比)	13.6%	14.5%	22.4%	30.9%	8.0%

※R3はR1、R2の平均値、R4～R6は前年度の目標値

3 活動別排出要因

(1) 事業内容及び温室効果ガス発生の要因

広域連合企業団の事業内容及び温室効果ガス発生の要因は次のとおりです。

事業内容	概要	温室効果ガス発生の主な要因
共通事務	本庁舎等での共通事務	電力: 照明、空調等 燃料: 公用車、自家用発電機等 ガス: 空調、給湯等
水道用水供給事業	河川水の浄水、送水	電力: 照明、空調、取水、浄水、送水等 燃料: 自家用発電機 ガス: 給湯等
水道事業	地下水の浄水、送・配水、各家庭への給水	電力: 照明、空調、取水、浄水、送水等 燃料: 自家用発電機 ガス: 給湯等

(2) 事業量

広域連合企業団では、河川水や地下水を浄水処理し、各家庭への給水や千葉県営水道への送水を行っています。これら活動の全てが温室効果ガスの発生要因となることから、給水(送水)先への供給水量(有収水量)を事業量とし算出しています。

供給先別年間給水(送水)量 令和3年度から6年度の実績値

供給先	供給水量(m ³)				
	R3	R4	R5	R6	平均
千葉県営水道	18,078,922	18,715,976	20,052,980	18,753,289	18,900,292
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の各家庭	32,969,869	32,504,108	32,174,992	32,143,381	32,448,088
合計	51,048,791	51,220,084	52,227,972	50,896,670	51,348,380

第3章 削減の目標

1 直接排出量の削減

広域連合企業団の事業活動により直接排出する温室効果ガスの削減目標を次のとおりとします。

**令和3年度～6年度の平均値から
年平均で0.5%、5か年で2.5%削減する**

また、年度ごとの温室効果ガス排出量目標値(CO₂換算値)は次のとおりです。

項目	年度別排出量目標値(kg-CO ₂)					
	基準値	R8	R9 ※閏年	R10	R11	R12
温室効果ガス	19,578,510	19,480,617	19,435,827	19,284,831	19,186,938	19,089,045
削減率(基準比)	—	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%

※閏年である令和9年度については、1日分を加算する。

2 間接排出の削減

二酸化炭素吸収源である森林資源の間接的な保全を目的に、広域連合企業団で使用するコピー用紙の削減に努めます。

項目	年度別使用量目標値(kg)					
	基準値	R8	R9 ※閏年	R10	R11	R12
コピー用紙	4,850	4,826	4,815	4,778	4,754	4,730
削減率(基準比)	—	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%

※閏年である令和9年度については、1日分を加算する。

第4章 具体的取組

温室効果ガス排出削減の目標を達成するため、事業及び事務に係る取組を定め実践します。

1 直接排出抑制に関する取組

(1) 事業活動における取組

項目	取組内容
電力の削減	<ul style="list-style-type: none">・効率の良い浄水、送水等の運転管理に努める。・夜間電力を利用し、電力負荷の平準化を行う。・照明、空調の使用範囲は必要最小限とする。・空調の温度設定を適正に管理する。・設備更新時にはエネルギー効率の良い機器（インバータ等）、必要能力に見合った機器を導入する。・施設更新時は採光性、気密性等環境に配慮した設計とする。・老朽管の更新を推進し、有効率の向上を図る。・定期的に漏水調査を行う。・設備の定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。
燃料の削減 ガスの削減	<ul style="list-style-type: none">・自家用発電機の定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。・自家用発電機の新設・更新の際は、エネルギー効率の良い機器を導入する。・給湯器の設定温度を適正に管理する。

(2) 事務活動における取組

項目	取組内容
電力の削減	<ul style="list-style-type: none">・照明、空調の使用範囲は必要最小限とする。・空調の温度設定を適正に管理する。・クールビズ、ウォームビズを推進する。・ブラインドの活用を工夫し、採光及び冷房効率向上に努める。また、グリーンカーテンの導入を検討する。・庁舎設備、事務用機器の更新時には省エネルギー型機器（照明のLED化等）、必要能力に見合った機器を導入する。・庁舎設備の定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。

項目	取組内容
燃料の削減 ガスの削減	<ul style="list-style-type: none"> 自家用発電機の定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。 自家用発電機の新設・更新の際は、エネルギー効率の良い機器を導入する。 給湯器の設定温度を適正に管理する。 公用車運転時は急発進、急加速、不要なアイドリング等を行わない。 公用車の日常点検、定期点検・整備を行い、エネルギーロスを抑止する。 公用車更新の際は、低燃費車の導入を検討する。

2 間接排出抑制に関する取組

項目	取組内容
コピー用紙の削減	<ul style="list-style-type: none"> 両面印刷、ページ集約印刷を活用する。 ミスコピー用紙を裏面活用する。 紙での文書供覧は必要最低限とし、特にページ数が多い文書は印刷せずにデータでの確認を促す。 府内 LAN 等を活用し、ペーパーレスを推進する。
緑化の推進 緑地保全	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化を積極的に推進する。 敷地内の緑地保全・整備を継続する。 水源緑地の整備や管理に係る負担金の支出を継続する。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ゴミ分別の徹底と 3R の推進 事務用品等で詰替、再利用可能なものを優先的に購入する。 エコマーク商品を優先的に購入する。
浄水過程における取組	<ul style="list-style-type: none"> 高濁時の取水制限により、薬品使用量を抑制する。 適正な薬品注入量の管理を行う。 浄水発生土の全量リサイクルを継続する。
建設事業に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法を遵守するとともに、工事業者への指導・監督を行う。 再生資材を優先使用する。 排出ガス対策型建設機械の選定、実施の確認を行う。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本実行計画の効果的な推進を図るため、広域連合企業団の体制を以下のとおりとします。

名 称	構 成	業 务
統括責任者	事務局長	<ul style="list-style-type: none">・計画の承認
地球温暖化対策推進検討会 かずさ水道広域連合企業団	事務局 推進員	<ul style="list-style-type: none">・推進検討会議の事務・計画案の作成・計画の見直しの検討・温室効果ガス排出量の集計・取組の評価・研修の実施、情報の提供・職員への啓発活動 <ul style="list-style-type: none">・推進検討会議への参加・計画案の作成・計画の見直しの検討・活動量の把握・取組状況の把握・取組の見直し・職員への啓発活動 <ul style="list-style-type: none">・推進検討会議への参加・計画・取組への助言・省エネ法に係る助言
	全 職 員	<ul style="list-style-type: none">・取組の実施・研修の参加

2 点検・見直し

計画の進捗状況を把握するため、取組の実施状況や温室効果ガス排出量について年度ごとに評価を行います。

また、必要に応じ、計画の見直し及び取組へのフォローアップを行います。

3 職員の研修

本計画について職員に周知するとともに、地球温暖化に対する知識や環境問題等に関する研修の実施、外部研修への参加等により職員の環境意識の向上に努めます。

4 公 表

本計画及び計画の進捗状況については、ホームページにより公表します。また、計画の見直しを行った際も同様とします。